



# 令和2年度 入園のしおり（教育・保育給付2号認定・3号認定）



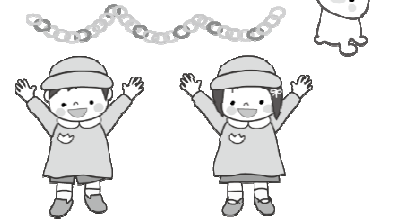
## 1. 2号認定・3号認定で利用できる施設

保育を必要とする事由に該当する児童のうち、3～5歳が「2号認定」、0～2歳が「3号認定」となります。認定を受けた児童が利用できる施設は次のとおりです。

①認定こども園 ②保育所（園） ③地域型保育（※3号認定のみ利用可能）

※ このしおりでは、認定こども園（2号認定・3号認定）、保育所（園）、地域型保育の施設を総称し「保育所等」と表記しています。

※ 令和元年11月現在において、「③地域型保育」の施設は、市内にありません。



### ●保育所等一覧表

区分	施設名	所在地	電話番号	定員	受け入れる乳幼児（生後）	開所時間等
認定こども園 【私立】	せんだん苑こども園	青野町	43-2547	130人	8週間から	平日 7:30～19:00 ※標準時間 7:30～18:30 ※短時間 8:30～16:30
認定こども園 【私立】	せんだん苑南こども園	上野町	42-6090	80人	8週間から	平日 7:30～19:00 ※標準時間 7:30～18:30 ※短時間 8:00～16:00
認定こども園 【私立】	中筋幼稚園	大島町	42-1588	130人	3か月から	平日 7:00～19:00 ※標準時間 7:00～18:00 ※短時間 8:00～16:00
認定こども園 【私立】	吉美こども園	有岡町	42-0296	130人	3か月から	平日 7:30～19:00 ※標準時間 7:30～18:30 ※短時間 8:30～16:30
認定こども園 【私立】	綾東こども園	十倉名畑町	45-1488	65人	3か月から	平日 7:00～19:00 ※標準時間 7:00～18:00 ※短時間 8:00～16:00
認定こども園 【私立】	豊里幼稚園	栗町	48-0256	110人	8週間から	平日 7:00～19:00 ※標準時間 7:00～18:00 ※短時間 8:00～16:00
保育所 【市立】	物部保育園	物部町	49-0026	90人	8週間から	平日 7:30～18:30 ※標準時間 7:30～18:30 ※短時間 8:30～16:30
保育所 【私立】	綾部保育園	相生町	42-7221	90人	3か月から	平日 7:00～19:00 ※標準時間 7:30～18:30 ※短時間 8:15～16:15
保育所 【私立】	綾部ひまわり共同保育園	上野町	42-2890	90人	8週間から	平日 7:20～19:20 ※標準時間 7:20～18:20 ※短時間 8:30～16:30

※ 土曜日の利用は、園により受け入れ状況が異なりますので、園にご相談ください。

※ 「保育標準時間」と「保育短時間」の利用時間帯は園により設定された時間になります。

## 2. 保育所等に子どもを預けたい場合

下記の基準のような「保育を必要とする事由」に保護者のいずれもが該当することが必要です。

### 《保育を必要とする事由（保育の認定基準）》

- ①保護者が家庭外（内）で働いているため
- ②母親の妊娠・出産のため
- ③疾病・負傷・障害のため
- ④同居親族の介護・看護のため
- ⑤家庭の災害復旧のため
- ⑥求職活動のため
- ⑦育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要なため
- ⑧その他の事由

※ 妊娠・出産の場合は出産前後、概ね8週間ずつが対象となります。

※ 求職活動を事由とする場合は、入園後3か月以内に仕事に就くことが条件です。

なお、基準となる就労などの時間により、次のいずれかの保育時間に区分されます。

保育時間の区分	基準となる就労などの時間
保育標準時間 (最長11時間まで)	1か月当たりの保護者(父母とも)の就労などの時間が <b>120時間以上の場合</b>
保育短時間 (最長8時間まで)	1か月当たりの保護者(父母とも)の就労などの時間が <b>64時間以上120時間未満の場合</b>

- ※ 保育を必要とする事由が「育児休業」「求職活動」の場合は、原則、保育短時間での認定となります。
- ※ 保育を必要とする事由に変更が生じる場合は、変更申請が必要です。

### 3. 入園を希望する場合(年齢は令和2年4月1日現在)

家庭内において児童の保育を必要とする事由があれば、どの保育所等でも入園を申込みすることができます。ただし、申込者が多数のため希望に添えない場合や入園基準に該当しないと判断される場合などは、保育所等へ入園できないこともあります。

(保育所等への入園の承諾等は、保育の必要度が高い児童から順に決定します。)



### 4. 入園(所)申込み手続きについて

入所申込書等は市役所こども支援課及び保育所等にありますが、受付期間中に市役所こども支援課または第1希望の園に提出してください。

申請書の記入を訂正する場合は、二重線を引き訂正印を押してください。

途中入園の場合、入園日は月の初日か第3月曜日となります。ただし、4月のみ第3月曜日の入園はできません。入所申込書の提出後、入園申込みを取り下げる場合は、こども支援課に取下届を提出してください。

#### ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更認定)申請書兼入所申込書

- ※ 児童の年齢欄は、令和2年4月1日現在で記入してください。なお、申請者氏名記載欄に押印が必要です。

#### ② 保育の必要性についての証明書(下記のうち該当するもの)

- ◇ 就労証明書
    - … 会社等に勤めている方(勤務先での証明が必要)
    - … 家で内職している方(発注元で証明が必要)
    - … 農林漁業等をしている方(民生児童委員の証明が必要)
    - … 自営業の方(民生児童委員の証明が必要)
  - ◇ 出産証明書 … 医師の証明書(出産予定日のわかるもの)
  - ◇ 疾病証明書 … 病気、負傷、心身に障害があり児童の保育ができない方(医師の証明が必要)
  - ◇ 介(看)護証明書 … 同居の親族を常時看護や介護をしている方(民生児童委員の証明が必要)
- ※ 2号認定・3号認定での利用は、保護者のいずれもが日中児童を保育できないことの証明書が必要です。



#### ③ 減免申請書 … ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯等で該当する方のみ

- ※ 毎年度提出していただかないと減免できません。
- ※ 障害児(者)減免の場合は、障害者手帳、療育手帳、障害基礎年金証書、特別児童扶養手当証書のいずれかの写しを添付してください。
- ※ みなし寡婦(夫)控除の適用による申請については、別途、ご相談ください。

#### ④ 保育料、副食費徴収免除算定のための必要書類等

保育所等への入園にあたっては、令和元年度及び令和2年度(9月~3月に入園される方については令和2年度のみ)の市民税課税状況を確認させていただき、園に通知する必要があります。

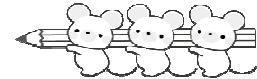
令和元年1月1日及び令和2年1月1日に綾部市に住民登録のない方は、その時点で居住地であった市区町村長が発行する当該児童の父母の令和元年度及び令和2年度の市民税課税証明書をお取りいただき、提出してください。

また、申請書提出時に、マイナンバーカード(又は通知カード)、書類を提出される方の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。



## 5. 入園申込みの時期について

受付期間：令和元年11月25日(月)～12月6日(金)



- ◇ 上記期間中に入所申込書を提出された場合は、3月上旬を目途に申請結果の通知書等を送付します。
- ◇ 年度途中の入所申込書も上記の期間に提出してください。
- ◇ 上記以外でも保育所等に欠員があれば入園申込みを受け付けますが、ご希望に添えない場合があります。

## 6. 保育料（利用者負担額）について

- ◇ 保育所等の運営費用は、国・府・市・保護者それぞれの負担で成り立っています。
- ◇ 3歳児から5歳児の保育料は無償ですが、副食費や延長料金等是有料で施設が定めた料金となります。
- ◇ 0歳児から2歳児の保育料と、3歳児から5歳児の副食費徴収免除は、その家庭の前々年及び前年の所得に係る税額により算定します。また、9月に算定の切り替えを行います。年度途中で修正申告等により税額の変更があった場合は、再算定します。
- ◇ 認定こども園については、園と保護者が契約を結び、園に直接、保育料や副食費を納付いただきます。納付方法等については、園ごとに異なりますので、入所されている園にお尋ねください。
- ◇ 保育所（園）については、市に保育料を納付いただき、副食費は園に直接納付いただきます（公立園除く）。保育料は、毎月末（月末が金融機関休業日の場合はその休業日明け）が納付期日です。
- ◇ 保育所（園）の保育料の口座振替の手続きは、通帳と届出印をご持参のうえ、綾部市収納金融機関で行ってください。なお、2人以上の児童が同時に入園している場合は、児童ごとに手続きが必要です。

### 令和2年度保育料（利用者負担額）基準額表（教育・保育給付2号認定・3号認定）

（月額）

階層区分		0歳児・1歳児・2歳児		3歳児・4歳児・5歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	被保護世帯	0円	0円	無料	
B	市民税が非課税の世帯	0円	0円		
C1	市民税均等割課税のみの世帯	14,100円	14,000円		
C2	市 民 税 所 得 割 額	24,200円未満	16,000円		
C3		24,200～48,599円	18,000円		
C4-1		48,600～57,699円	21,000円		20,700円
C4-2		57,700～62,999円			
C5-1		63,000～77,100円	25,000円		24,700円
C5-2		77,101～78,999円			
C6		79,000～96,999円	29,000円		28,600円
C7		97,000～116,999円	36,400円		35,900円
C8		117,000～168,999円	44,500円		43,900円
C9		169,000～220,999円	55,500円		54,700円
C10	221,000～300,999円	58,500円	57,600円		
C11	301,000～396,999円	62,100円	61,100円		
C12	397,000円以上	74,700円	73,500円		

- ◇ 階層区分の認定は、入園児童と生計を同一にしている父母の課税額の合計で行います。
- ◇ 里親世帯はA階層区分となります。
- ◇ 児童の年齢は、令和2年4月1日現在で判定し、該当年度中はその年齢を適用します。
- ◇ 同一世帯に2人以上の子がおられる場合や、ひとり親世帯または障害者（児）のいる世帯等については、入園している児童の保育料が下記のとおりとなります。

#### 【多子世帯に対する減免】

- ・ 同時在園の範囲内で、2人目半額、3人目以降無料
- ・ また、C4階層の一部（市民税所得割額57,700円未満）までの方は年齢に関係なく、2人目半額、3人目以降無料
- ・ さらにC8階層（市民税所得割額169,000円未満）までの方で18歳未満の児童が3人以上いる場合は3人目以降無料

#### 【ひとり親世帯、障害者（児）世帯等に対する減免】

- ・ C1～C5階層の一部（市民税所得割額77,101円未満）は0・1・2歳児5,700円、同時在園に関係なく2人目以降は無料
- ・ C5階層の一部（市民税所得割額77,101円以上）～C12階層は半額（同時在園の範囲内で2人目以降も半額）

※みなし寡婦（夫）控除の適用による申請については、別途、ご相談ください。

- ◇ 年度途中で修正申告等により税額の変更があった場合は、保育料や副食費について再算定し、通知します。  
保育料の変更は、修正申告した課税年度が前年の場合は当年度の4月から、修正申告した課税年度が当年の場合は9月から適用します。
- ◇ 保育料は、綾部市にお住まいの児童であれば、どこの保育所等に入園されても同じ金額となります。



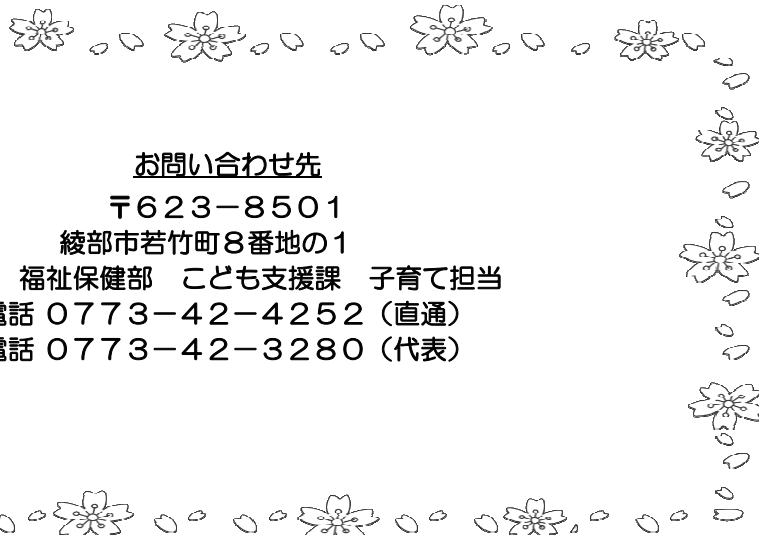
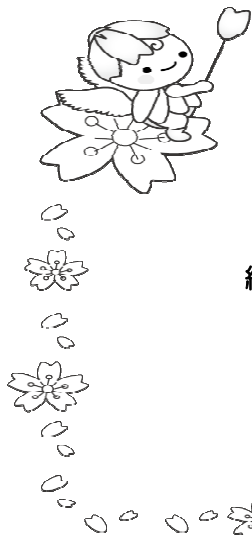
保育所（園）の保育料の納付は、便利で安全な口座振替をお勧めします！

## 7. 入園後の注意事項

- ◇ 2号認定・3号認定で求職活動を理由に入園された場合、入園後3か月を過ぎても就労証明等が提出できず、就労の見込がないときは、保育の実施を解除（退園）することがあります。
- ◇ 綾部市から転出される時や、家庭保育が可能になった場合など保育所等を退園するときには事前にこども支援課へ退園届を提出してください。
- ◇ 保育所等は、集団生活の場です。お子様の健康状態が普段と違うときは、すぐ医師の診断を受け、その指示に従ってください。無理に登園すると、本人はもとより、感染症の場合は他の児童にも影響しますので、十分ご注意ください。欠席する場合は、必ず園へ連絡をしてください。
- ◇ 病気回復期のための病後児保育「あすなろルーム」を市役所西庁舎1階に開設していますので、ご利用ください。利用には事前に予約（前日の午後5時まで）が必要です。（Tel 42-4252）
- ◇ 病気やけがの理由でやむを得ず月の開所日数の3分の2以上欠席した場合は、保育料を2分の1減額することができますので、こども支援課へご相談ください。
- ◇ 保育料や副食費は、必ず期限内に納付してください。特別な理由なく滞納されますと、入園（所）期間等の制限や財産の差し押さえ等を行う場合があります。どうしても納付が困難な場合は、保育園についてはこども支援課へ、認定こども園については園にご相談ください。

## 8. その他

- ◇ これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に関わっておられるなど、集団保育において支援・配慮が必要と思われる児童につきましては、入園申込時にご相談ください。
- ◇ 入園申込書等の記載内容と事実が異なった場合には、保育の実施を解除（退園）することがあります。あらかじめご承知ください。
- ◇ 綾部市にお住まいの児童が、綾部市外の保育所等へ入園することができる「広域入所」の制度があります。ご相談ください。



お問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市 福祉保健部 こども支援課 子育て担当

電話 0773-42-4252（直通）

電話 0773-42-3280（代表）